

三島市訪問型サービス・活動B事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三島市が実施する三島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業要綱」という。）に定める訪問型サービス・活動B事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者（以下「対象者」という。）は介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号における居宅要支援被保険者等に該当し、事業を利用する必要があると市長が認める者とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、対象者の居宅等で行う日常生活を支援するサービス（以下「サービス」という。）であって、次に掲げるものとする。

(1) 平成12年3月17日付け厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長発老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」2生活援助に関する業務(但し、健康チェックを除く)

(2) 外出支援（通院支援等）

(3) 前各号に掲げるサービスに準ずるものとして、介護予防ケアマネジメントに明確に位置づけられているもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げるサービスが次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスに該当しないものとする。

(1) 身体介護及び疾病等があり専門的な配慮が必要になる場合

(2) 利用者の日常生活の援助に屬さないと判断される場合

(3) サービスの提供に危険が伴う場合

(4) 嘗利を伴う場合

(5) 緊急性がなく、家族・親族が行うことが可能な場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が、この事業の対象とすることが適当でないと認める場合

3 前項の規定にかかわらず、介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA事業を利用している場合は、介護予防訪問介護相当サービス、訪問型サービスA事業で提供できないサービスについては併用可能とする。

(利用回数等)

第4条 サービスの利用時間は1ヶ月につき4時間を限度とし、1時間単位とする。

(衛生管理)

第5条 サービス提供者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第6条 サービス提供者は、従事者又は従事者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第7条 サービス提供者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 サービス提供者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 サービス提供者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 サービス提供者は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(継続利用要介護者利用時の対応)

第8条 サービス提供者は、利用者に対するサービスの提供を適切に行うため、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するもの及び法第115条の48第1項に規定する会議と密接に連携し、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 サービス提供者は、利用者に対するサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずる旨及びその実施方法を定めなければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第9条 サービス提供者は、事業の実施を廃止し、又は休止しようとするときは、当該廃止又は休止の日の1月前までに、市長に届け出なければならない。

- 2 サービス提供者は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、他の事業実施者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(利用の申請等)

第10条 サービスを利用しようとする者は、利用をする前に、三島市訪問型サービス・活動B事業利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載し、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決

定し、三島市訪問型サービス・活動B事業利用決定可否通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(変更の届出)

第11条 前条第2項の規定による交付決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、申請書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに三島市訪問型サービス・活動B事業利用変更届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

(利用手続等)

第12条 利用者は、事業受託事業者（以下「事業者」という。）に三島市訪問型サービス・活動B事業利用決定可否通知書を提示し、サービスの提供を受けるものとする。

2 利用者は、前項に定める手続のほか、協力団体の訪問等を受け、サービスの提供に必要な情報等を協力団体に提供するものとする。

(利用者負担額等)

第13条 利用者が負担する経費（以下「利用者負担額」という。）は、300円とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から徴収することができる費用は、サービスにおいて提供される便宜のうち、買い物等の代金等、その利用者に負担させることが適當と認められる費用（以下「実費費用」という。）とする。

3 利用者は、利用者負担額及び実費費用を事業者に支払うものとする。

(経費等)

第14条 市は、事業者に対し、別に定める額を支払う。

2 事業者は、サービスを提供した場合、次に掲げる事項を月単位に明細書にまとめて、市長に対し、当該経費を請求するものとする。

(1) 利用者氏名

(2) 交付決定番号

(3) 利用日時

(4) 請求内訳

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求があった日から30日以内に支払うものとする。

(経費の返還)

第15条 事業者が偽りその他不正な手段によって、当該経費の支払を受けた場合は、市長は、当該経費の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要と認めるときは、協力団体に対し報告を求め、調査することができる。（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、三島市訪問型サービス・活動B事業の実施に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。